



令和7年12月19日政府与党公表

令和8年度 税制改正大綱

内容につきましては、与党公表に基づき一般的な概要をまとめたものです。
今後、国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容と異なる
場合もありますので、ご留意ください。

税理士法人りとく

目次

【個人所得課税】

- ・「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、
いわゆる「年収の壁」の引上げ (p1)
- ・住宅ローン控除の延長と見直し (p14)
- ・NISAのつみたて投資枠の拡充 (p17)
- ・暗号資産の分離課税化 (p22)
- ・極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し (p25)
- ・青色申告特別控除の見直し (p27)

【資産課税】

- ・貸付用不動産の評価方法の見直し (p29)
- ・事業承継税制・特例承継計画等の提出期限の延長 (p35)

【法人課税】

- ・特定生産性向上設備等投資促進税制の創設 (p36)
- ・賃上げ税制の見直し(p39)
- ・企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設 (p43)

【消費課税】

- ・インボイス発行事業者となる小規模事業者の経過措置
(2割特例)の見直し (p48)
- ・免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する
経過措置の見直し (p50)

【その他】

- ・防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 (p52)

内容につきましては、与党公表に基づき一般的な概要をまとめたものです。
今後、国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容と異なる
場合もありますので、ご留意ください。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

1. 改正のポイント(所得税)

(1)趣旨・背景

2025(令和7)年度改正法(所得税法等の一部を改正する法律)の附則81条等に基づき、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組み(恒久制度)が創設される。

併せて、2024(令和6)年12月11日の自由民主党・公明党・国民民主党の「三党合意」や「足元の厳しい物価高」を踏まえ、時限的に中低所得者(給与所得者の約8割が対象)に配慮した上乗せ措置が講じられる。

その結果、2026(令和8)年・2027(令和9)年における給与所得者の課税最低限は「178万円」まで引き上げられ、また、中所得者の基礎控除も低所得者並みに引き上げられる等、足元の物価高に配慮した措置が講じられる。

① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設(恒久制度)

基礎控除が定額の場合、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として実質的な税負担が増加する。こうした課題に対応するため、消費者物価指数(総合)に連動して基礎控除を引き上げる仕組みが創設され、併せて給与所得控除の最低保障額についても同様の措置が講じられる。

今般の改正により、「基礎控除」及び「給与所得控除の最低保障額」は、それぞれ4万円引き上げられる。

② 「三党合意」を踏まえた更なる対応(2年間の時限措置)

2024(令和6)年12月の「三党合意」を踏まえ、物価上昇の中で足元厳しい状況にある「中低所得者」に配慮し、時限的に以下の措置が講じられる。

- ・給与所得者の「課税最低限」を178万円まで引き上げ(103万円*から75万円増)
- ・中所得者(年収665万円以下)についても「基礎控除」を104万円まで引き上げ(48万円*から56万円増)

* 令和6年時点の数値

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容

- ① 物価上昇に連動して「基礎控除(本則)」及び「給与所得控除の最低保障額」が、それぞれ4万円引き上げられる。
- ② ①に加え、2026(令和8)年・2027(令和9)年の時限措置として、中低所得者(合計所得金額が489万円以下)を対象に「基礎控除の特例」が42万円まで引上げられ、また、給与所得控除額の最低保障額も5万円引上げられる。その結果、今般の改正により、いわゆる「年収の壁」は、178万円まで引上げられる(2024(令和6)年まで103万円)。

<改正内容のまとめ>

項目	改正内容	
	合計所得金額	控除額等
基礎控除(本則)	①2,350万円以下	58万円 ⇒ 62万円
基礎控除の特例		
2026(令和8)年分	①132万円以下 ②132万円超336万円以下 ③336万円超489万円以下 ④489万円超655万円以下	①:37万円 ⇒ 42万円 ②:30万円 ⇒ 42万円 ③:10万円 ⇒ 42万円 ④:5万円 ⇒ 5万円
2027(令和9)年分		①:37万円 ⇒ 42万円 ②:0円 ⇒ 42万円 ③:0円 ⇒ 42万円 ④:0円 ⇒ 5万円
給与所得控除額の最低保障額(本則)		65万円 ⇒ 69万円
給与所得控除額の最低保証額の特例		
2026(令和8)年分 2027(令和9)年分		新設 5万円

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日 与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2)内容(続き)

今般の改正後の基礎控除額は、以下のとおり。

合計所得金額 (収入が給与収入のみの場合の収入金額)	基礎控除額		
	改正前		改正後 ※1, 2
	令和6年分	令和7年分 ^{※1}	
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円	
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)		88万円	104万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	48万円	68万円	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)		63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)		58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下 (2,545万円超 2,595万円以下)			48万円
2,400万円超 2,450万円以下 (2,595万円超 2,645万円以下)		32万円	
2,450万円超 2,500万円以下 (2,645万円超 2,695万円以下)		16万円	
2,500万円超 (2,695万円超)		0円(基礎控除の適用なし)	

※1 基礎控除の特例による上乗せ額を加算した金額

※2 2028(令和10)年分以降は、2026(令和8)年・2027(令和9)年の消費者物価指数(総合)の上昇率を踏まえ、令和10年度税制改正により見直される予定

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日 与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

今般の改正後の給与所得控除額は、以下のとおり。

給与等の収入金額	給与所得控除		
	改正前		改正後 令和8・9年分*
	令和6年分	令和7年分	
162万5,000円以下	55万円 (最低保障額)		
162万円5,000円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円 (55万円超~62万円以下)	65万円 (最低保障額)	
180万円超 190万円以下	収入金額×30% + 8万円 (62万円超~65万円以下)		74万円 (最低保障額)
190万円超 203万3,333円以下	収入金額×30% + 8万円 (65万円超~69万円以下)		
203万3,333円超 220万円以下	収入金額×30% + 8万円 (69万円超~74万円以下)		
220万円超 360万円以下		収入金額×30% + 8万円 (74万円超~116万円以下)	
360万円超 660万円以下		収入金額×20% + 44万円 (116万円超~176万円以下)	
660万円超 850万円以下		収入金額×10% + 110万円 (176万円超~195万円以下)	
850万円超		195万円	

* 2028(令和10)年分以降は、2026(令和8)年・2027(令和9)年の消費者物価指数(総合)の上昇率を踏まえ、令和10年度税制改正により見直される予定

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日 与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

○ 年収別 | 給与所得控除・基礎控除のイメージ【2024(令和6)年分】

(※)給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定



内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

○ 年収別 | 給与所得控除・基礎控除のイメージ【2025(令和7)年分】

(※)給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定



内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

○ 年収別 | 給与所得控除・基礎控除のイメージ【2026(令和8)年分・2027(令和9)年分】

(※)給与所得のみ、基礎控除以外の各種所得控除の適用はないものと仮定



内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日 与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

収入が給与収入のみの場合における年収別減税額は次のとおりとなる。

年収	年収の壁が103万円⇒160万円 に引上げられたことによる減税額 【令和7年度税制改正】 ①	年収の壁が160万円⇒178万円 に引上げられたことによる減税額 【令和8年度税制改正(大綱案)】 ②	年収の壁の引上げによる 減税額の累計 ③(①+②)
200万円	24,000円	13,600円	37,600円
300万円	20,500円	8,100円	28,600円
400万円	37,300円	8,100円	45,400円
500万円	20,400円	36,800円	57,200円
600万円	40,900円	73,500円	114,400円
800万円	30,700円	8,100円	38,800円
1,000万円	23,500円	9,400円	32,900円
1,500万円	33,700円	13,500円	47,200円
2,000万円	33,700円	13,500円	47,200円

※所得税(復興特別所得税を含む)及び住民税の減税額を集計

※単身世帯や共働き世帯を想定しており、基礎控除以外の所得控除はないものとして計算

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

- ③ 今般の改正に伴い、配偶者控除や扶養控除等の所得判定基準がそれぞれ4万円引上げられる。
- 配偶者控除の対象となる配偶者、及び扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げられる。
(参考)給与収入のみの場合における配偶者控除、扶養控除の対象となる者の収入金額の目安
改正前:年収123万円以下 ⇒ 年収136万円以下(令和8・9年)
 - 障害者控除の対象となる配偶者、及び扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げられる。
 - 寡婦の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げられる。
 - ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等の合計額の要件が62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げられる。加えて、控除額を38万円(改正前:35万円)に引き上げる。
 - 勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額要件が89万円以下(改正前:85万円以下)に引き上げられる。
 - 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円(改正前:65万円)に引き上げられる。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

(2) 内容(続き)

<人的控除の所得要件等の一覧(令和8・9年)>

項目	改正前		改正後	
	適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	38万円
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 58万円超~133万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円超~201万円以下) ※全額控除できるのは年収160万円以下の場合	1万円~38万円	控除対象配偶者以外の生計を一にする配偶者の 合計所得金額 62万円超~133万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円超~207万円以下) ※全額控除できるのは年収173万円以下の場合	1万円~38万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	38万円~63万円	扶養親族の合計所得金額要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	38万円~63万円
特定親族特別控除	一定の親族の合計所得金額 58万円超~123万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円超~188万円以下) ※全額控除できるのは年収150万円以下の場合	63万円~3万円	一定の親族の合計所得金額 62万円超~123万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円超~197万円以下) ※全額控除できるのは年収163万円以下の場合	63万円~3万円
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	27万円~75万円	同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	27万円~75万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	27万円	扶養親族の合計所得金額要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	27万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 58万円以下 (給与収入のみの場合:年収123万円以下)	35万円	生計を一にする子の総所得金額等の 合計額の要件 62万円以下 (給与収入のみの場合:年収136万円以下)	38万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件 85万円以下 (給与収入のみの場合:年収150万円以下)	27万円	勤労学生の合計所得金額要件 89万円以下 (給与収入のみの場合:年収163万円以下)	27万円
家内労働者等の特例	-	65万円	-	69万円

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日 与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

2. 適用時期（所得税）

- ひとり親控除の控除額における改正は、2027(令和9)年分以後の所得税について適用される。
- その他の改正は、2026(令和8)年分以後の所得税について適用される。

3. 実務のポイント（所得税）

- 改正初年度の2026(令和8)年については、年末調整から適用される。
- 2027(令和9)年1月1日以後については、給与等の源泉徴収において適用される。
- 配偶者（特別）控除や扶養控除等の判定基準となる合計所得金額等もそれぞれ4万円引上がる。
- 今般の改正で上乗せされた「基礎控除の特例」については、2025(令和7年)度改正において時限措置とされた部分を含め、2026(令和8)年・2027(令和9)年までの時限措置となっている。
- 今後、基礎控除等は、定期的（2年ごと）に見直される（次回は、2026(令和8)年・2027(令和9)年の消費者物価指数（総合）を踏まえ、令和10年度税制改正で見直される予定）。

4. 今後の注目点（所得税）

- 改正法の施行時期（2025(令和7)年度改正は、2025(令和7)年12月1日）。
- 行政における給付や負担の決定に、所得税の合計所得金額等を参照してきた各種制度について、今後、基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、どのような対応が行われるのか。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

1. 改正のポイント(個人住民税)

(1)概要(趣旨・背景)

所得税と同様に、個人住民税についても給与所得控除等の見直しが行われる。
なお、個人住民税については、基礎控除の改正は行われない。

(2)内容

- 給与所得控除について、最低保障額が69万円(改正前:65万円)に引き上げられる。
2027(令和9)年度及び2028(令和10)年度分にあたっては、上記最低保障額に5万円が加算される。
- 配偶者控除の対象となる配偶者、及び扶養控除の対象となる扶養親族の前年の合計所得金額要件が62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げられる。
- ひとり親控除の対象となる子の前年の総所得金額等の合計額の要件が62万円以下(改正前:58万円以下)に引き上げられる。加えて、控除額を33万円(改正前:30万円)に引き上げる。
- 勤労学生控除の対象となる学生等の前年の合計所得金額要件が89万円以下(改正前:85万円以下)に引き上げられる。

「物価高」及び「三党合意」を踏まえた、いわゆる「年収の壁」の引上げ

2. 適用時期（個人住民税）

- ひとり親控除の控除額における改正は、2028(令和10)年度分以後の個人住民税について適用される。
- その他の改正は、2027(令和9)年度分以後の個人住民税について適用される。

3. 今後の注目点（個人住民税）

- 所得税と同様に、所得・税額等を参照してきた各種制度について、今後、基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、所管省庁において検討し、必要な対応が行われる。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

住宅ローン控除の延長と見直し

1. 改正のポイント

(1)趣旨

- 住宅価格の高騰、人口減少、世帯規模の変化、カーボンニュートラルといった社会変化に対応し、豊かな住生活の実現を図るため、既存住宅の利活用の促進と省エネ性能の向上を目的として、令和7年末に適用期限を迎える住宅ローン控除について、適用期限の延長と見直しを行う。
- 安全・安心な住まいの実現の観点から、災害リスクの高い区域での新築住宅について、住宅ローン控除の適用対象外とする。

(2)内容

- ① 住宅ローン控除の適用期限を2030（令和12）年12月31日まで5年延長する。
- ② 省エネ性能の高い中古住宅について、借入限度額の見直しを行うとともに特例対象個人の上乗せ措置の対象とし、控除期間を10年から13年へ3年拡充する。
- ③ 床面積要件の緩和措置について住宅の区分に関わらず適用対象とする（特例対象個人は上乗せ措置との選択適用）。
- ④ 省エネ基準適合住宅について、2030（令和12）年以降は新築等が認められなくなる予定であるため、借入限度額を引き下げ、2028（令和10）年以降は、原則、適用対象外とする。
- ⑤ 災害危険区域等内における新築住宅（従前家屋の建替えを除く）について、2028（令和10）年1月1日以降は、適用対象外とする。
- ⑥ 個人住民税について、現行制度と同様に、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額を、翌年度の住民税から減額（最大9.75万円）する措置を講ずる。
- ⑦ 東日本大震災の被災者等に係る住宅ローン控除についても、適用期限の延長及び見直しが図られる。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」（令和7年12月19日与党公表）に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

住宅ローン控除の延長と見直し

1. 改正のポイント

(3)借入限度額・控除期間・控除率

入居時期		改正前	改正後	
控除対象借入限度額	新築・買取再販	2024(令和6)年 2025(令和7)年	2026(令和8)年 2027(令和9)年	2028(令和10)年～ 2030(令和12)年
		認定住宅 (特例対象個人5,000万円)	4,500万円 (特例対象個人5,000万円)	4,500万円 (特例対象個人5,000万円)
		ZEH水準省エネ住宅	3,500万円 (特例対象個人4,500万円)	3,500万円 (特例対象個人4,500万円)
		省エネ基準適合住宅	3,000万円 (特例対象個人4,000万円)	2,000万円 (特例対象個人3,000万円) 新築：適用対象外※2 買取再販：2,000万円 (特例対象個人3,000万円)
	一般住宅	新築：適用対象外※1 買取再販：2,000万円		新築：適用対象外 買取再販：2,000万円
控除期間	中古	認定住宅	3,000万円	3,500万円 (特例対象個人4,500万円)
		ZEH水準省エネ住宅		2,000万円 (特例対象個人3,000万円)
		省エネ基準適合住宅		
		一般住宅	2,000万円	2,000万円
	新築・買取再販	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅	13年	13年
中古	新築・買取再販	省エネ基準適合住宅	13年	13年 新築：適用対象外※2 買取再販：13年
		一般住宅	10年	10年
	中古	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅	10年	13年
		一般住宅	10年	10年
控除率		0.7%	0.7%	

※1 2023(令和5)年末までに建築確認を受けた場合または登記簿上の建築日付が2024(令和6)年6月30日以前である場合には適用対象となる
(借入限度額2,000万円、控除期間10年)。

※2 2027(令和9)年末までに建築確認を受けた省エネ基準適合住宅または登記簿上の建築日付が2028(令和10)年6月30日以前である省エネ基準適合住宅の新築等であって2028(令和10)年から2030(令和12)年までの間に居住の用に供したものは対象となる
(借入限度額2,000万円、控除期間10年)。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

住宅ローン控除の延長と見直し

(4) その他の要件

	改正前	改正後	
入居時期	2024(令和6)年 2025(令和7)年	2026(令和8)年 2027(令和9)年	2028(令和10)年～ 2030(令和12)年
立地要件	—	—	新築：災害危険区域等内の 場合は適用対象外※3,4 販売再販：立地要件無 中古：立地要件無
所得要件 (適用対象者の適用を受ける年分)	合計所得金額2,000万円以下	合計所得金額2,000万円以下	
床面積要件	50m ² 以上 <small>【緩和措置】 特例居住用家屋・特例認定住宅等の新築等で、合計所得 金額が1,000万円以下である場合には40m²以上※5</small>	50m ² 以上 <small>【緩和措置】 住宅区分に関わらず、合計所得金額が1,000万円以下の場合 40m²以上(ただし、特例対象個人は上乗せ措置と選択適用)</small>	

※3 災害危険区域等とは、災害危険区域(一定の居住用家屋が建築された場合における当該災害危険区域に限る)、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。一定の居住用家屋が建築された場合とは、一定の住宅建築を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで居住用家屋が建築された一定の場合をいう。

※4 個人が災害危険区域等内において、居住用家屋の新築(従前家屋(個人、個人の配偶者又は個人の一定の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。)の建替えによる居住用家屋の新築を除く。)又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合に適用対象外となる。ただし、当該居住用家屋に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合には、この限りでない。

※5 特例居住用家屋とは、小規模居住用家屋(床面積が40m²以上50m²未満の居住用家屋)で2023(令和5)年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた居住用家屋をいう。特例認定住宅等とは、小規模居住用家屋で2025(令和7)年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた認定住宅等をいう。

2. 適用時期

住宅の取得等をして2026(令和8)年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用される。

3. 今後の注目点

- ・気候風土適応住宅が新たに対象に追加されるが、借入限度額等の条件が現時点で明らかとなっていない。
- ・年末調整の取り扱いについて所要の措置が講じられる予定である。
- ・いわゆる災害イエローゾーンも立地要件に追加するか、詳細は今後検討される予定である。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

NISAのつみたて投資枠の拡充

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

2023(令和5)年度改正における抜本的拡充・恒久化で、18歳以上の老後等に備えた十分な資産形成が可能になったこと続き、次世代の資産形成の支援を目的として、つみたて投資枠の対象年齢を拡充する。

(2)内容

NISA口座の口座開設可能年齢の下限(改正前:18歳)を撤廃し、0歳~17歳に対して、新たにつみたて投資枠(年間投資上限額:60万円、非課税保有限度額:600万円)を設ける。

項目	成長投資枠	つみたて投資枠	
対象年齢	居住者等(18歳以上)	【拡充】居住者等(0歳~17歳)	
年間投資上限額	120万円	240万円	60万円
生涯非課税限度額	1,800万円	自動的に 移行	600万円
	1,200万円(内数)		
非課税保有期間	無期限		17歳まで
投資対象商品	上場株式・ 公募等株式投資信託等(注1)	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託(注2)	
運用管理	制限なし		18歳まで払出しできない(注3)

(注1)高レバレッジ投資信託等の商品は対象から除く。

(注2)商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る。

(注3)払出し事由が子の入学金、教育費又は生活費の支払いのためであり、かつ、子がその払出しに同意したことを示す書類を含む一定の書類の提出があった場合は、12歳以降にも払出しが可能(災害により居住家屋が全壊した場合等の事由で税務署長の確認を受けた場合は12歳よりも前の期間でも払出しが可能)。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

NISAのつみたて投資枠の拡充

2. 適用時期

2027(令和9)年1月1日以降に開設されたNISA口座から適用

3. 実務のポイント

- 18歳まで^(注1)は、下記①②に該当する場合を除き、NISA口座から払出すことができない。
①12歳未満^(注2): 災害により居住家屋が全壊した場合等(税務署長の確認を受けた場合に限る。)
②12歳以上^(注3): 払出し事由が入学金、教育費又は生活費の支払いのためである場合等
(子がその払出しに同意したことを示す書類を含む一定の書類提出が必要)
- 上記①②以外の事由でNISA口座からの払出しがあった場合、そのNISA口座内で行われた譲渡にかかる譲渡益及び支払いを受けた配当に対して、通常の課税^(注4)が行われる。なお、そのNISA口座内で譲渡損失が生じた場合には、その損失の金額はなかったものとみなされ、そのNISA口座内で生じた配当とも相殺できない。
- 子の年齢が18歳^(注5)に達した場合、年間投資枠等^(注6)は自動的に18歳以上の向けの制度に移行する。

(注1) その年3月31において18歳である年の前年の12月31日まで

(注2) その年3月31において12歳である年の前年以前の各年

(注3) その年3月31において12歳である年以後の各年

(注4) 所得税15.315%、住民税5%の税率により源泉徴収(特別徴収)が行われる。

(注5) その年3月31において18歳である年の1月1日以降

(注6) 0歳～17歳の期間におけるNISA口座でのつみたて投資額は、移行後の生涯非課税限度額(1,800万円)に含まれる。

NISAのつみたて投資枠の拡充

4. 生涯非課税限度額のイメージ

(1) 0歳～17歳までつみたて投資枠を利用、その後18歳以降つみたて投資枠のみを利用し、毎年上限額を投資した場合

① 0歳～17歳

$$\text{＜つみたて投資枠＞ } 1\text{年あたり投資額} \times \text{年数} = \text{非課税保有限度額} \quad \therefore 10\text{年で非課税保有限度額に到達}$$

60万円	10年	600万円
------	-----	-------

② 18歳以降

$$\text{＜つみたて投資枠＞ } 1\text{年あたり投資額} \times \text{年数} = \text{非課税保有限度額} \quad \therefore 10\text{年で非課税保有限度額に到達}$$

120万円	10年	1,200万円
-------	-----	---------

【生涯非課税限度額】

$$\begin{array}{rcl} \text{①} & + & \text{②} \\ 600\text{万円} & & 1,200\text{万円} \end{array} = \text{生涯非課税限度額}$$

1,800万円

NISAのつみたて投資枠の拡充

4. 生涯非課税限度額のイメージ

(2) 0歳～17歳までつみたて投資枠を利用、その後18歳以降つみたて投資枠と成長投資枠を併用し、それぞれ毎年上限額を投資した場合

① 0歳～17歳

$$\text{＜つみたて投資枠＞ } 1\text{年あたり投資額} \times \text{年数} = \text{非課税保有限度額} \quad \therefore 10\text{年で非課税保有限度額に到達}$$
$$60\text{万円} \quad 10\text{年} \quad 600\text{万円}$$

② 18歳以降

(a) <成長投資枠>

$$1\text{年あたり投資額} \times \text{年数} = \text{非課税保有限度額} \quad \therefore 5\text{年で非課税保有限度額に到達}$$
$$240\text{万円} \quad 5\text{年} \quad 1,200\text{万円}$$

(b) <つみたて投資枠>

$$1\text{年あたり投資額} \times \text{年数} = \text{非課税保有限度額} \quad \begin{matrix} \text{※つみたて投資枠の非課税限度額に到達} \\ \text{以降は課税口座での運用} \end{matrix}$$
$$120\text{万円} \quad -\text{年} \quad -\text{万円}$$

【生涯非課税限度額】

$$\begin{matrix} ① \\ 600\text{万円} \end{matrix} + \begin{matrix} ② \\ 1,200\text{万円} \end{matrix} = \text{生涯非課税限度額}$$
$$1,800\text{万円}$$

(3) 留意点

17歳までつみたて投資枠を利用する場合、実質的に親や祖父母等からの贈与によるケースが多いと思われるため、それ以外に贈与を受けている場合は贈与税の申告もれに留意する。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

NISAのつみたて投資枠の拡充

5. その他の改正

(1) つみたて投資枠の投資対象商品の拡充

①株式指数

- ・ 国内市場を対象とした株式指数のうち一定のもの
⇒個人の現預金が国内経済に投資され、経済成長を後押しする流れが加速化されることが期待
<追加株式指数> 読売株価指数、JPXプライム150
- ・ 一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託

②投資信託

- ・ 債券又は株式(改正前:株式のみ)が投資対象の50%を超える投資信託
⇒リスクの低い投資信託の追加で、幅広い世代の資産運用ニーズに応える

(2) NISA口座に係る所在地確認の手続きの簡素化

- ・ 金融商品取引業者等が行う、NISA口座を保有している居住者等への住所等の確認措置を廃止する。
- ・ 改正後は、住所等の変更があった場合、居住者等が「非課税口座異動届出書」を金融商品取引業者等に提出する。
- ・ 住所等の変更の可能性がある居住者等から、一定期間内に「非課税口座異動届出書」の提出等がなかった場合には、つみたて投資枠等において新規の買付・移管を停止する等の運用上の対応を行う(注1)。

(注1) 新規の買付・移管を停止する等の事実は、その年のNISA口座に係る「非課税口座年間取引報告書」にその旨が記載される。

(3) 適用時期

大綱に記載なし。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日 与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

暗号資産の分離課税化

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

近年、暗号資産投資が増加しているが、上場株式等の金融商品から生じる所得は基本的に分離課税(20.315%)が適用される一方で、暗号資産から生じる所得は総合課税の対象(最大55.945%)である。令和7年の税制改正大綱において、投資家保護のための法整備等を前提に暗号資産から生じる所得について課税の見直しが検討されていた。

(2)内容

暗号資産取引業(仮称)を行う者に対して金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等(特定暗号資産)の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については他の所得と分離して20.315%の税率により課税する。

特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡等をした年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しても控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額について翌年以後3年間の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。

総合課税の譲渡所得の基となる暗号資産については、次の取り扱いとなる。

- ・譲渡所得の特別控除(50万円控除)を適用しない
- ・5年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない
- ・譲渡所得の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しない

2. 適用時期

金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用される。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

暗号資産の分離課税化

3. 影響・対応策

所有する特定暗号資産の処分時期の判断が重要となる。

- ・含み益に対する総合課税、分離課税の有利判定
- ・含み損の繰越控除による翌年以後への繰り越し

4. 実務のポイント

- ・特定暗号資産の譲渡等による繰越控除の適用要件の確認が必要となる。
- ・暗号資産取引業者を通さない暗号資産の譲渡等に関する課税の取り扱いについて確認が必要となる。

暗号資産の分離課税化

各国税制比較

日本	<ul style="list-style-type: none">・ 雑所得として総合課税(支払手段)・ 税率最大55%・ 年末調整済み給与所得者で、該当所得20万円以下なら、確定申告不要
アメリカ	<ul style="list-style-type: none">・ キャピタルゲイン課税(通貨ではない資産)・ 1年以上保有した場合、税率最大20%・ 1年未満の保有の場合は通常の累進課税
イギリス	<ul style="list-style-type: none">・ キャピタルゲイン課税(のれん以外の無形資産)・ 20%固定税率(納税者区分による)
ドイツ	<ul style="list-style-type: none">・ キャピタルゲイン課税(その他資産)・ 年間利益が600ユーロ以下の場合は課税されない・ 1年以上保有している場合には原則課税されない
フランス	<ul style="list-style-type: none">・ キャピタルゲイン課税(投資資産)・ 30%固定税率(12.8%、社会保険料負担17.2%)と累進税率を選択可・ 年間利益が305ユーロを超えない限りは課税されない

出典元「2026年度 税制改正要望書」概要
(2025年7月30日 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会／一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会)

※日本の税率表記は復興特別所得税を考慮していない

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日 与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

給与等は高額になるほど税率が上がる累進制の課税である一方、配当所得ならびに株式等や長期で保有する土地建物の譲渡所得に対する税率は一律15%であるため、配当所得や株式等の譲渡所得が多いほど税負担が低くなる。そのため、高所得者層ほど所得に占める株式等や土地建物の譲渡所得の割合が高い傾向にあることから、高所得者層で所得税の負担率が低下するという逆転現象が生じていた。

高所得者層の所得税負担率を是正するため、令和5年度税制改正において極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置が導入されたが、税負担の公平性の確保を図る観点から、追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額から控除する特別控除額3.3億円を1.65億円に引き下げ、税率22.5%を30%に引き上げる。

(2)内容

次の金額に相当する所得税が課税される。

改正前	改正後
(基準所得金額※1) - 3.3億円) × 22.5% - 基準所得税額※2	(基準所得金額※1) - 1.65億円) × 30% - 基準所得税額※2

(※1) 基準所得金額とは、総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したもの(確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含む)をいう。

(※2) 基準所得税額とは、通常の方法で(確定申告不要制度を適用する所得を除いて)計算した場合の申告書上の所得税の額及び確定申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計したもの(復興特別所得税を含む)をいう。

2. 適用時期

2027(令和9)年分以後の所得税について適用する。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

3. 影響・対応策

- M&A等により多額の株式譲渡所得や退職所得が見込まれる場合、多額の不動産譲渡所得が発生する場合には、改正の影響を受ける可能性があるため、事前に所得税額の試算やスケジューリングが重要となる。
- 特定口座(源泉徴収あり)において多額の株式譲渡所得が発生する場合や、多額の配当所得(大口株主を除く)がある場合は、申告不要制度を選択した場合であっても、所得金額の多寡により追加納税額が生じる場合がある。
- 総合課税の対象となる所得がなく、その年の所得が株式や不動産の譲渡所得、上場株式の配当所得のみの場合には、所得が9.9億円を超えるまでは影響が生じなかつたが、本改正により、所得が3.3億円を超えると影響が生じるため、令和5年度税制改正に比べて改正の影響は大きくなると考えられる。
- 影響があるのは所得税のみであり、住民税には影響はない。

4. 実務のポイント

- 基準所得金額の中には源泉分離課税の対象となる所得金額(例:国内における預貯金から発生する利子所得や一定の割引債の償還差益)や、NISA制度において非課税とされる金額は含まれない。
- 基準所得金額にはふるさと納税を含む各種所得控除が考慮されないため、多額のふるさと納税を実施したとしても、寄附額のうち本制度に係る所得税相当額については減税効果がないことに留意する。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

青色申告特別控除の見直し

1. 改正の概要

(1)趣旨・背景

会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について一定の見直しが行われる。

(2)内容

①取引を正規の簿記の原則に従って記録している場合

条件	控除額	
	改正前	改正後
その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行う場合	65万円	65万円 (改正なし)
上記に加え、以下の要件を満たす場合 その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること(次のいずれかに該当する場合に限る) イ 仕訳帳及び総勘定元帳について、一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合(優良な電子帳簿) ロ 請求書等のデジタルデータ(電子取引データ)を一定の要件を満たして保存を行う場合(請求書データ等との自動連携)	65万円	75万円
その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに書面で行う場合	55万円	10万円

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

青色申告特別控除の見直し

②取引を簡易な簿記の方法に従って記録している場合

条件	控除額	
	改正前	改正後
前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円以下の場合(下記以外)	10万円	10万円
前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超える場合	10万円	0万円

2. 適用時期

2027(令和9)年分以後の所得税及び2028(令和10)年分以後の個人住民税について適用される。

3. 影響・対応策

- 改正前控除額が55万円の個人で、書面にて所得税申告書等を提出していた場合、控除額が10万円となり、増税となる。
- 簡易簿記により記帳していた個人で、前々年分の事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超える場合、控除額が0円となり、増税となる。

4. 実務のポイント

正規の簿記の原則に従った記帳、e-Taxを利用した電子申告、帳簿書類等の電子保存が普及すると想定される。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

貸付用不動産の評価方法の見直し

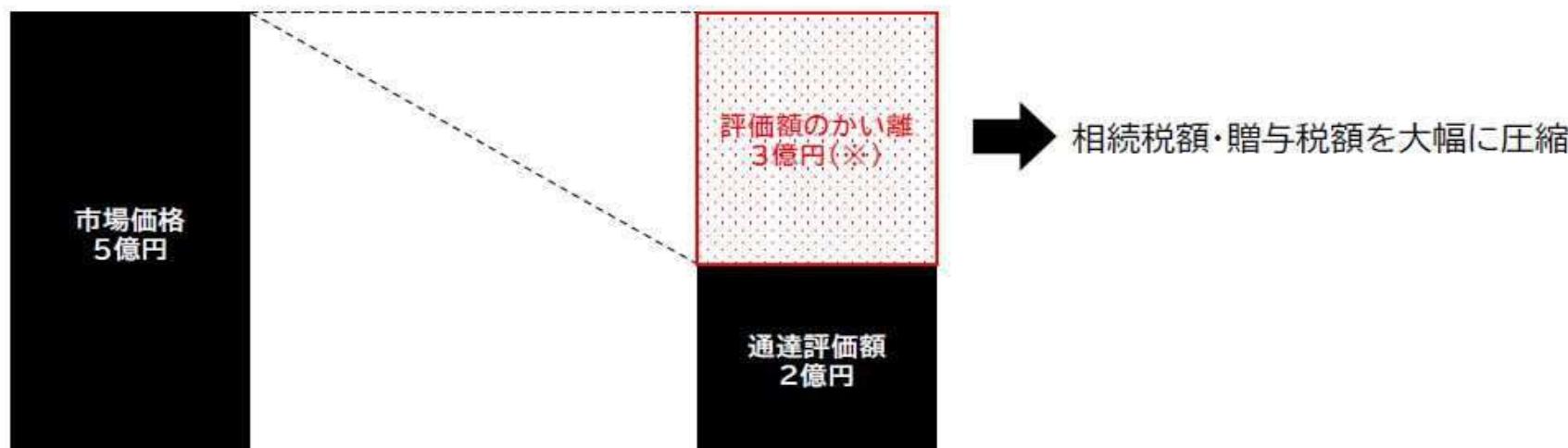
1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

貸付用不動産の市場価格と通達評価額とのかい離を利用し、相続税額・贈与税額を大幅に圧縮している事例が散見される中、現行の財産評価基本通達では、同通達に定める原則的な方法により評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価すること（財産評価基本通達総則6項）によって対応している。しかし、一方でこれを多用すると納税者の予測可能性が損なわれるという批判も出ている。

そのため、納税者の予測可能性を確保しつつ、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、貸付用不動産の評価方法について見直しが行われることになった。

【市場価格と通達評価額のかい離のイメージ】



(※) 通達評価額には、個々の不動産の収益性などが反映されていないことがかい離の主な要因

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」（令和7年12月19日 与党公表）に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

貸付用不動産の評価方法の見直し

1. 改正のポイント

(2) 内容

被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築した一定の貸付用不動産について、課税時期における通常の取引価額に相当する金額(原則として、取得価額を基に算定)によつて評価することとする。

(※1)課税上の弊害がない限り、取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができる

こととする。

(※2)本改正を通達に定める日までに、被相続人等が同日の5年前から所有している土地の上に新築した家屋(同日において建築中のものを含む。)には適用しない。

貸付用不動産の評価方法の見直し

1. 改正のポイント

(2) 内容

【適用対象例①】課税時期前5年以内に貸付用不動産(土地及び家屋)を対価を払って取得した場合



- ➡ 土地:課税時期前5年以内に取得した貸付用不動産に該当するため、本改正の対象となる。
家屋:課税時期前5年以内に取得した貸付用不動産に該当するため、本改正の対象となる。

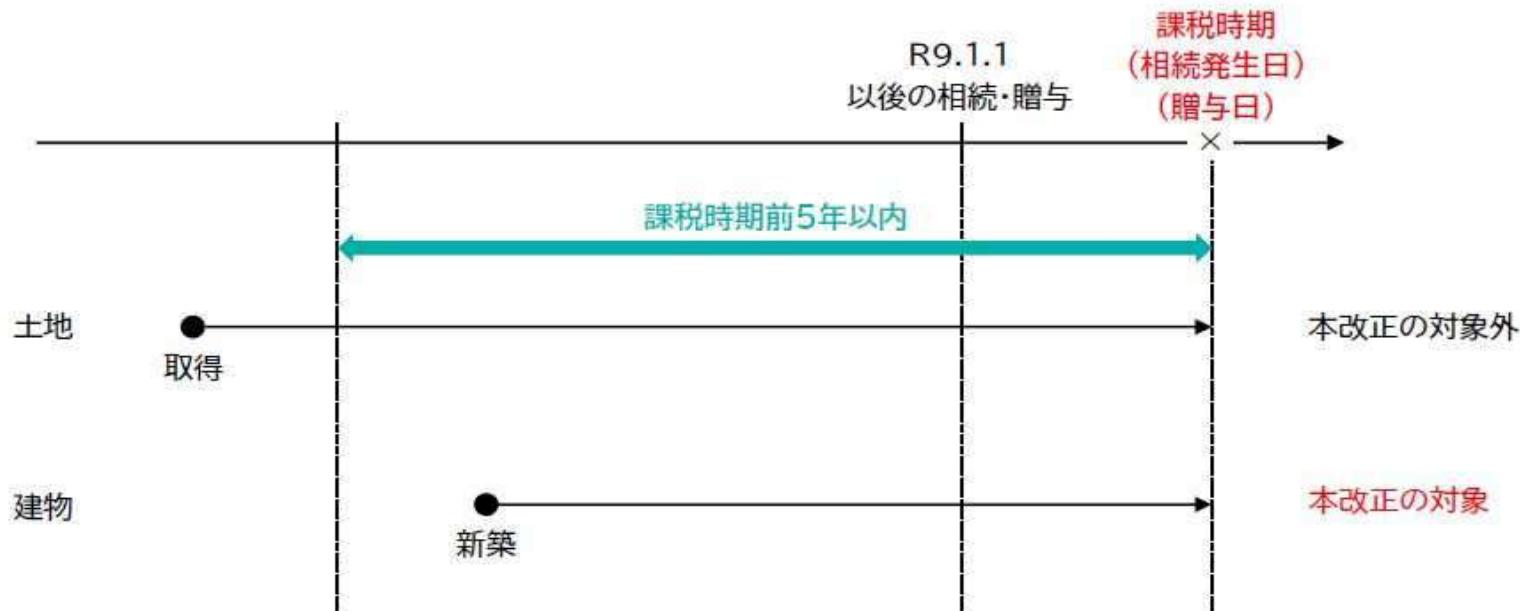
内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

貸付用不動産の評価方法の見直し

1. 改正のポイント

(2) 内容

【適用対象例②】課税時期以前5年を超えて所有している土地に、課税時期前5年以内に貸付用建物を新築した場合



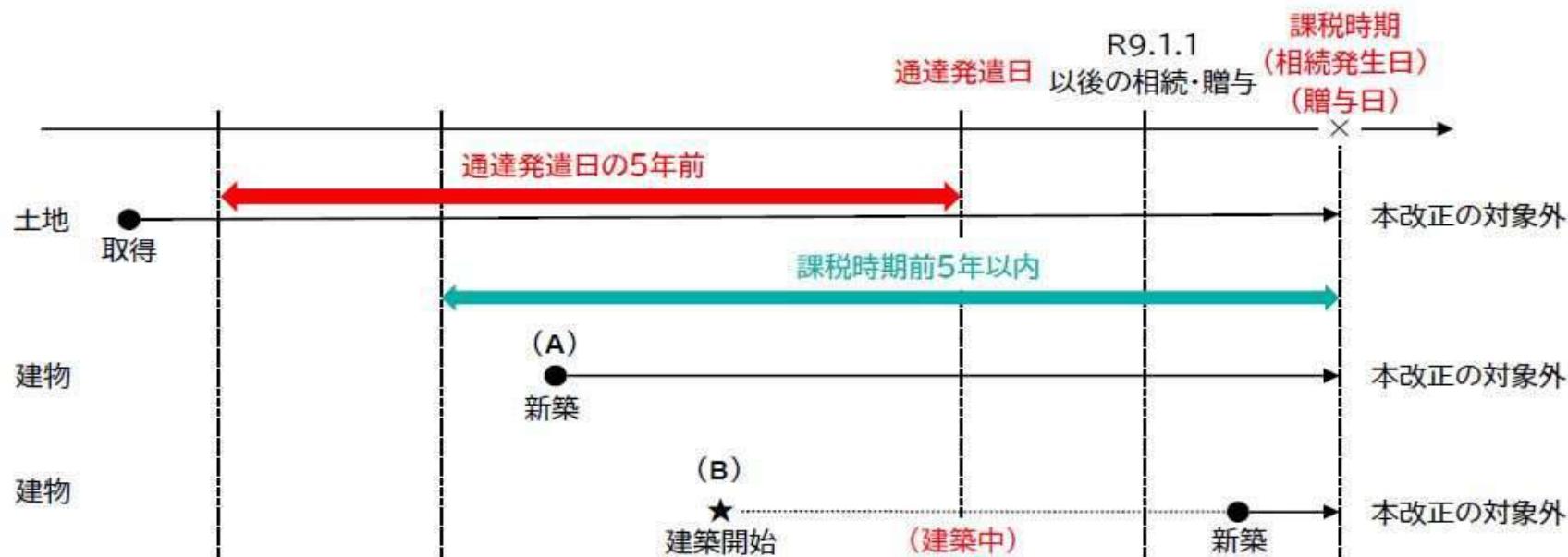
→ 土地：課税時期前5年以前から所有しているため、本改正の対象となる。
家屋：課税時期前5年以内に取得した貸付用不動産に該当するため、本改正の対象となる。

貸付用不動産の評価方法の見直し

1. 改正のポイント

(2) 内容

【経過措置】通達発遣日の5年前以前から所有している土地の上に、本通達の発遣日前に新築した貸付用建物(A)、又は、本通達の発遣日に建築中の賃貸用建物(B)は本改正の対象外とする。



内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

貸付用不動産の評価方法の見直し

2. 適用時期

2027(令和9)年1月1日以後に開始する相続、遺贈又は贈与により取得した貸付用不動産に適用

3. 影響・対応策

取得又は新築後5年以内の相続や贈与の場合、想定していた税務上のメリットが享受できない可能性がある。

4. 今後の注目点

- ・「貸付用不動産」の範囲
- ・地価の変動等の考慮方法等を含め、具体的な評価額の計算方法
- ・貸宅地、貸家建付地、貸家の評価減の適用は受けられるか？
- ・取引相場のない株式を評価する際の純資産価額の算定についても同様の見直しがされるのか？
- ・通達の発遣日(本改正を通達に定める日)はいつか？

事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

経営者の年齢ピークは、法人版事業承継税制(特例措置)の創設当時(2018(平成30)年)の60代後半から50代後半になり、事業承継は一定程度進んでいるが、未だに事業承継が必要になる70代以上の経営者が多く存在している。このような状況を踏まえて、適用期限が到来するまでの間、本制度を最大限に活用できるよう、特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限を延長する。

(2)内容

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度については、特例承継計画の提出期限を1年6か月延長する。また、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6か月延長する。

		改正前	改正後
法人版事業承継税制 (特例措置)	特例承継計画の提出期限	2026(令和8)年3月31日※	2027(令和9)年9月30日
	適用期限	2027(令和9)12月31日	同左(改正なし)
個人版事業承継税制	個人事業承継計画の提出期限	2026(令和8)年3月31日※	2028(令和10)年9月30日
	適用期限	2028(令和10)年12月31日	同左(改正なし)

※特例承継計画等の提出期限は2024年度(令和6年度)改正により2024(令和6)年3月31日から2年延長

2. 実務のポイント

本制度の適用期限は延長されない見込みであるため、適用を受ける可能性がある場合は、早めに事業承継計画の策定に着手したほうがよい。なお、本制度の適用期限後の事業承継のあり方については、2027年度(令和9年度)税制改正において結論が示される見込みである。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日 与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

大企業
向け中小企業
向け

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

「強い経済」を実現するための対応として、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、全ての業種を対象とし、大規模かつ高付加価値の投資を推進する大胆な設備投資促進税制を創設する。

(2)内容

青色申告書を提出する法人が、特定生産性向上設備等(仮称)を取得等し、事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除が認められる。

適用対象者	青色申告書を提出する法人 ただし、中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)又は農業協同組合等以外の法人については、次の①または②に該当しない場合には適用不可(繰越税額控除制度を除く。) ① 当期所得△前期所得 ② 次のいずれも満たす場合 ・継続雇用者給与等支給額△継続雇用者比較給与等支給額×101% (※1) ・国内設備投資額>当期償却費総額の30% (※2)
対象資産	その法人の事業の用に直接供される建物、建物附属設備、構築物、機械装置、工具及び器具備品、ソフトウェアで一定規模以上のもの(※3) なお、事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等、貸付けの用に供されるものは対象外

(※1)資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、102%

(※2)資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、40%

(※3)一定の規模以上のものとは、それぞれ次のものをいう。

- ・建物 一の取得価額が1,000万円以上のもの
- ・建物附属設備 一の取得価額が120万円以上のもの(一の取得価額が60万円以上、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。)
- ・構築物 一の取得価額が120万円以上のもの
- ・機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ・工具及び器具備品 1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの (1台又は1基の取得価額が40万円以上、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。)
- ・ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

大企業
向け中小企業
向け

(2) 内容

税制措置(選択適用)	建物、建物附属設備、構築物	機械装置、工具及び器具備品、ソフトウェア
特別償却	取得価額×100%(即時償却)	
税額控除	取得価額×4%	取得価額×7%
控除限度額：法人税額×20% なお、令和11年3月31日までの間に予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人で、その対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けた場合には、控除限度超過額について3年間の繰越控除が認められる。		
適用要件	①令和11年3月31日までに特定生産性向上設備等に係る投資計画につき経済産業大臣の確認を受けること。 ②その確認を受けた日から同日以後5年以内に取得等(※4)をし、事業の用に供すること。	
特定生産性向上設備等に係る投資計画の適合基準	①生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上であること。 (中小企業者又は農業協同組合等については5億円以上) ②投資利益率が年平均15%以上となることが見込まれるものであること。 ③資金調達手段が記載されていること。 ④取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること。 ⑤生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること。	
他の税制との併用について	特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人は、その投資計画の期間中において、次の制度による特別償却及び税額控除の適用を受けることができない。 ①地域未来投資促進税制 ②中小企業経営強化税制（繰越税額控除の適用は可能） ③カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	

(※4)取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。
中古資産の取得は含まれない。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

大企業
向け

中小企業
向け

2. 適用時期

改正産業競争力強化法の施行日～2029年(令和11年)3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受け、その確認を受けた日以後5年を経過する日までの期間内に、事業の用に供した資産に適用される。

3. 影響・対応策

- 会社規模の制限も無く、全ての業種を対象法人としているため、他の設備投資に関する税制の適用が難しい法人であっても適用可能性がある。ただし、中小企業者等以外の法人については、一定の場合(1. 改正のポイント(2)内容の適用対象者の箇所に記載の①②のいずれにも該当しない場合)に本制度の適用ができないため留意する必要がある。
- 対象資産の取得価額の合計額が35億円以上(中小企業者等については、5億円以上)で、かつ、投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となるため、大規模かつ付加価値の高い設備投資が適用対象となる。
- 即時償却は、建物や構築物を含めた幅広い減価償却資産に対して認められるため、会計や税務への大きな影響が想定される。また、税額控除は、法人税額の20%を上限とし、一定の要件を満たす場合には控除限度超過額を3年間繰り越すことが可能である。

4. 実務のポイント

- 投資計画の期間中は、地域未来投資促進税制等の他の設備投資に関する税制との重複適用が認められないため、中期的な投資計画を踏まえ、適用する税制を事前に検討する必要がある。
- 控除限度超過額の繰越控除の適用要件である「国際経済事情の急激な変化に対応するための計画の認定」について、具体的な要件、申請方法等を確認する必要がある。
- 特定生産性向上設備等に該当するための基準である「生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等」について、具体的な要件を確認する必要がある。
- 経済産業大臣の確認手続きの具体的な時期(取得前、着工前等)を確認する必要がある。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日 与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

賃上げ促進税制

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

2024(令和6)年度、物価上昇に対応した賃上げを広く促進するため、賃上げ促進税制を強化した。直近では、賃上げの水準は高い伸びを示している一方、人材確保の観点から防衛的な賃上げを余儀なくされる中小企業においては、大企業に比べて人手不足感が強い。こうした状況を踏まえ、租税特別措置等は真に必要なものに限定する方針の下、賃上げ促進税制についても現状の賃上げ状況を反映した必要な見直しを加えるものである。

(2)内容

- ① 大企業向けは適用期限到来前に廃止される。
- ② 中堅企業向けは適用期限到来をもって廃止される。また、適用期限までに開始する事業年度の給与等の増加割合の引き上げ、税額控除率の上乗せについて見直しを行う。
- ③ 中堅企業向け、中小企業向けにおける教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。

2. 適用時期

大企業向け :2026(令和8)年3月31日までに開始する各事業年度について適用(その後、廃止)。

中堅企業向け :2027(令和9)年3月31日までに開始する各事業年度について適用(その後、廃止)。

中小企業向け :2027(令和9)年3月31日までに開始する各事業年度について適用。

3. 影響・対応策

次頁以降の通り、法人区分に応じて影響度合いは異なる。

4. 実務のポイント

- ・特に大企業・中堅企業に大きな影響を及ぼす改正となる。適用時期を踏まえ、影響を事前把握する必要がある。
- ・中小企業向けの教育訓練費に係る上乗せ措置の廃止時期は大綱に記載されていないため、今後の情報を確認する必要がある。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

賃上げ促進税制(大企業向け)

大企業
向け

大企業向け(2026(令和8)年3月31日までに開始する各事業年度について適用)

項目	改正前		改正後
適用要件※1	継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額×103%		
税額控除額※1	① (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) × 控除率 ② 適用年度の法人税額 × 20% (控除上限)		
控除率	給与等の増加割合※1	3%以上	10%
		4%以上	15%
		5%以上	20%
		7%以上	25%
	上乗せ措置	教育訓練費の増加割合が10%以上かつ教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	5%加算
		以下のいずれか※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定	5%加算
	最大控除率	35%	—
	マルチステークホルダー方針の要件※3	資本金が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上の法人若しくは常時使用する従業員数が2,000人を超える法人	—

※1 適用要件・給与等の増加割合は、継続雇用者の給与等の支給額・増加割合で半定し、税額控除額は雇用者全体の給与等の増加額に控除率を乗じて計算する。

※2 上乗せ措置は、事業主が「子育てと仕事の両立支援」や「女性活躍の推進の取組み」について、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される。

※3 マルチステークホルダー方針(給与等の支給額の引き上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等)の取引先に、消費税の免税事業者が含まれる。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日 与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
 そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

速報 2026年度(令和8年度)税制改正

禁 無断複写・転載

賃上げ促進税制(中堅企業向け)

中堅企業
向け

中堅企業向け(2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの間に開始する事業年度)

項目	改正前		改正後	
適用要件※1	継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$		継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 104\%$	
税額控除額※1	$(\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}) \times \text{控除率}$ ② 適用年度の法人税額 $\times 20\%$ (控除上限)		①と②のいずれか少ない金額 (繰越不可)	
控除率	3%以上	10%	3%以上	—
	4%以上	25%	4%以上	10%
	5%以上		5%以上	15%
	6%以上		6%以上	25%
上乗せ措置	教育訓練費の増加割合が10%以上かつ 教育訓練費が雇用者給与等支給額の 0.05%以上	5% 加算	廃止	—
	以下のいずれか ※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・えるぼし認定(3段階目)	5% 加算	以下のいずれか ※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるぼし認定 ・えるぼし認定(3段階目)	5% 加算
最大控除率	35%		30%	
マルチステーク ホルダー方針の要件 ※3	資本金が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が 1,000人以上の法人		資本金が10億円以上、かつ、常時使用する従業員 数が1,000人以上の法人	

※1 適用要件・給与等の増加割合は、継続雇用者の給与等の支給額・増加割合で判定し、税額控除額は雇用者全体の給与等の増加額に控除率を乗じて計算する。

※2 上乗せ措置は、事業主が「子育てと仕事の両立支援」や「女性活躍の推進の取組み」について、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される。

※3 マルチステークホルダー方針(給与等の支給額の引き上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等)の取引先に、消費税の免税事業者が含まれる。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日 与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

賃上げ促進税制(中小企業向け)

中小企業
向け

中小企業向け

項目	改正前		改正後	
適用要件※1	雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額×101.5%			
税額控除額※1	$\begin{aligned} & \left[(\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}) \times \text{控除率} \right] \\ & \quad \text{② 適用年度の法人税額} \times 20\% \text{ (控除上限)} \end{aligned}$			①と②のいずれか少ない金額
控除率 ※1	給与等の増加割合 ※1 1.5%以上		15%	
	2.5%以上		30%	
控除率 ※1	教育訓練費の増加割合が5%以上 かつ 教育訓練費が雇用者給与等支給額の 0.05%以上	10% 加算	廃止	—
	上乗せ措置 以下のいずれか ※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるばし認定 ・くるみん認定 ・えるばし認定(2段階目以上)	5% 加算	以下のいずれか ※2 ・プラチナくるみん認定 ・プラチナえるばし認定 ・くるみん認定 ・えるばし認定(2段階目以上)	5% 加算
最大控除率	45%		35%	
控除限度 超過額の繰越	5年間の繰越可 (繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限る)		5年間の繰越可 (繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限る)	

※1 適用要件・給与等の増加割合は、雇用者全体の給与等の支給額・増加割合で判定し、税額控除額は雇用者全体の給与等の増加額に控除率を乗じて計算する。

※2 上乗せ措置は、事業主が「子育てと仕事の両立支援」や「女性活躍の推進の取組み」について、厚生労働大臣の認定を受けた場合に適用される。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日 与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
 そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

大企業
向け

1. 改正のポイント

中小企業
向け

(1)趣旨・背景

企業グループ内の法人間で行われる取引、特にシェアードコスト取引などにおいて、恣意的な支払額の調整が行われやすいという課題がある。このような取引に関し、その内容や支払額の根拠の詳細を確認できる資料の一部又は全部が受領・作成されていないことにより、保存書類だけでは法人の経費の支払額が適正であるかを十分に確認できず、正確な実態確認ができていない事例があるのが現状である。

内国法人に対して企業グループ内取引の詳細が分かる一定の資料について、取得・作成及び保存を義務付けることで、課税関係の適正化を図ることが本制度の導入主旨である。

※シェアードコスト取引とは、企業グループ内で発生する共通の業務（研究開発、広告宣伝、システムの維持管理等）を企業グループ内の特定の法人に集約し、その業務により発生した費用を、企業グループ内の他の法人に利用料等の一定の基準により請求する取引をいう。

(2)内容

内国法人が**関連者**との間で**特定取引**を行った場合、その取引に関して、**取引関連書類等**にその取引に係る対価の額を算定するために必要な下記の事項の記載又は記録がないときは、これらの事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む）を取得し、または作成し、保存することが義務付けられる。

- ①その取引に関する資産又は役務の提供の明細
- ②その取引においてその内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等

また、この新たな保存義務に従って書類が保存されていない場合、**青色申告の承認の取消事由等**に追加される措置も講じられる。

企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

大企業
向け

中小企業
向け

(3)用語の定義

- 関連者:

移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する。

- 特定取引:

販売費、一般管理費その他の費用の額の基因となる取引のうち、次の①又は②の取引をいう。

① 関連者から内国法人に対して行う工業所有権等の譲渡又は貸付け(貸付けには権利設定などにより工業所有権等を使用させる行為を含む。)。なお、工業所有権等とは次の資産をいう。

イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの

□ 著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)

ハ プログラムの著作物

② 関連者が内国法人に対して行う役務の提供のうち次の取引

イ 契約・協定に基づき関連者が行う、次のいずれかの事業活動

イ) 関連者の産業・商業・学術に関する知識経験等の経営資源を活用して行う、研究開発、広告宣伝等の事業活動

ロ) 関連者の専用資産(専らその内国法人及び関連者の事業の用に供する目的の資産)をその内国法人に使用させる行為、及びその専用資産の維持・管理

□ 関連者がその内国法人に対して行う、経営の管理又は指導、情報の提供等で、関連者の産業・商業・学術に関する知識経験に基づき行うもの

ハ 上記イ・ロに類する役務の提供

- 取引関連書類等:

法人税法及び法人税に関する法令の規定により保存が義務付けられている書類等、すなわち、取引に関して受領若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類、又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録を指す(法規則59①三、電子帳簿保存法7、電子帳簿保存法規則4)。

企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

大企業
向け

2. 適用時期

中小企業
向け

記載なし

3. 影響・対応策

この改正により、企業グループ内の関連者との取引において、取引の内容や支払額の根拠に関する詳細な書類の整備が義務付けられる。対象法人は大企業に限定されていないため、中小企業も対象になると考えられる。

なお、書類の保存義務を怠り、必要な書類が保存されていない場合、内国法人の青色申告の承認が取り消される可能性があるため注意が必要である。

企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

大企業
向け中小企業
向け

4. 実務のポイント

対象取引の特定と現状把握	企業グループ内の関連者間取引のうち、特定取引に該当するものを洗い出し、現状の保存文書で「資産又は役務の提供の明細」や「対価の額の計算の明細」が網羅されているかを確認することが不可欠である。特にシェアードコスト取引は重点的に確認が必要である。
不足情報の補完と文書化	既存の取引関連書類等で情報が不足している場合は、その内容を具体的に明らかにするための書類(電磁的記録を含む)を新たに取得または作成する必要がある。
グループ内連携の強化	関連会社間での情報共有と協力体制を確立し、必要な書類の作成、提供、受領が遅滞なく行われるよう、取引内容(利用する資産、役務提供者、対応時間の管理など)や、請求金額(費用の配賦基準の合理性、計算プロセスなど)を明確化し、業務フローを整備する必要がある。本制度が、外国法人である関連者との取引も対象となる場合、文化や言語、法制度の違いも考慮した連携体制を構築することが重要となる。
社内規定・プロセスの見直し	新たな保存義務に対応できるよう、既存の会計処理や文書管理に関する社内規定、業務プロセスを見直し、必要に応じて改訂する必要がある。経理部門だけでなく、各事業部門や法務部門との連携も不可欠となる。
青色申告承認取消リスクへの対応	書類保存義務の不履行は青色申告の承認取消事由となるため、このリスクを十分に理解し、確実に義務を履行するための体制を構築・運用することが経営上の重要な課題となる。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
 そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

大企業
向け

中小企業
向け

5. 今後の注目点

以下の点について今後詳細を確認する必要がある。

- (1)本制度の適用開始時期
- (2)外国法人である関連者から提供を受ける特定取引も本制度の対象となるか
- (3)関連者の明確な定義

なお、移転価格税制において、国外関連者とは、外国法人で法人と特殊の関係にあるものと定義されている。

したがって、本制度における関連者の定義は、法人と特殊の関係にあるものになると考えられる。特殊の関係とは下記のような関係をいう。

- ① 一方の法人が他方の法人の発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有する関係（親子関係）
- ② 同一の者によって発行済株式等の50%以上を直接又は間接に保有される法人相互の関係（兄弟関係）
- ③ 一方の法人が他方の法人を実質的に支配している関係（役員の兼務、取引の依存、資金調達の依存等）（実質支配関係）
- ④ 上記①～③が連鎖することで生じる関係

インボイス発行事業者となる小規模事業者の経過措置(2割特例)の見直し

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

インボイス制度の導入時に経過措置として設けられた2割特例について、経過措置終了後は簡易課税制度への移行が予定されているところ、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮がより必要と考えられる一定の個人事業者については、その納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置をさらに2年に限り講ずる。

(2)内容

①経過措置の見直し(3割特例)

個人事業者であるインボイス発行事業者の2027(令和9)年及び2028(令和10)年に含まれる各課税期間(※1)については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることとすることとする。

(※1)免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。

個人事業者(インボイス発行事業者)の申告方法



内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

インボイス発行事業者となる小規模事業者の経過措置(2割特例)の見直し

1. 改正のポイント

(2) 内容

②確定申告書への付記

インボイス発行事業者が3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する。

③簡易課税制度への移行

3割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める(※2)。

(※2)2割特例の適用を受けたインボイス発行事業者についても同様に、2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限(改正前:2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間末)までに簡易課税制度選択届出書を提出することで、簡易課税制度の適用が認められる。

2. 適用時期

2027(令和9)年及び2028(令和10)年に含まれる各課税期間について適用できる。

ただし、上記※2の改正は2026(令和8)年10月1日以後に終了する課税期間から適用できる。

3. 実務のポイント

- ・3割特例は一定の「個人事業者」に対する制度となるため、「法人」には適用されない。
- ・基準期間の課税売上高等に基づき課税事業者となる課税期間については、3割特例の適用はできない。
- ・2割特例の適用を受けた小規模事業者のうち、3割特例を適用しない個人事業者や法人は、2026(令和8)年10月1日以後(2割特例終了後)、最初の課税期間に係る確定申告期限までに簡易課税制度選択届出書を提出すれば、簡易課税制度の適用が認められる。

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

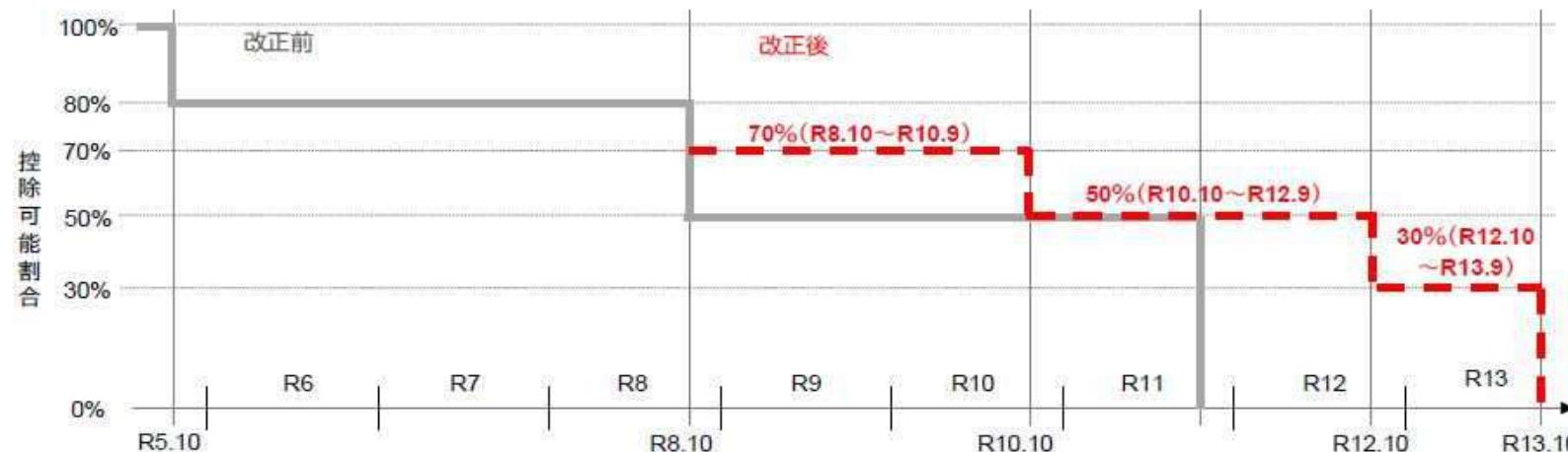
免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図るとともに、本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図ることとする。

(2)内容

①経過措置に係る適用期限と控除可能割合の見直し

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、本経過措置の最終的な適用期限を2031(令和13年)9月30日へと2年延長し、控除可能割合を2026(令和8)年10月からは70%、2028(令和10)年10月からは50%、2030(令和12)年10月からは30%と段階的に縮減させる。

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置



内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。

免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

1. 改正のポイント

(2) 内容

②経過措置の適用に係る上限額の見直し

一の免税事業者からの課税仕入れの額の合計額が年間で1億円（改正前：10億円）を超える場合には、その超える部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

2. 適用時期

2026（令和8）年10月1日以後に開始する課税期間から適用される。

3. 実務のポイント

- ・本経過措置に係る上限額が10億円から1億円へ大きく引き下げられるため、一の免税事業者からの課税仕入れの額の合計額の管理の必要性が増すことになる。
- ・税制改正大綱では本経過措置に係る上限額について、取引実態等を踏まえ、今後の更なる引下げを検討することとされている。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置(所得税)

1. 改正の概要

(1) 背景

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえ、防衛特別所得税(仮称)が創設される。併せて、家計の現状に配慮し、当分の間の家計負担が増加しないよう、復興特別所得税の税率が引き下げられる。

(2) 内容

項目	現行制度	税制措置 (2027(令和9)年以降)
防衛特別所得税(仮称)	—	税額:基準所得稅額× 1.0% 課税期間:当分の間(期間未定)
復興特別所得税	税額:基準所得稅額×2.1% 課税期間:2037(令和19)年12月31日まで	税額:基準所得稅額× 1.1% 課税期間: 2047(令和29) 年12月31日まで

(※) 基準所得稅額の計算や申告・納付、源泉徴収等は復興特別所得税と同様である。

2. 適用時期

2027(令和9)年分以後の課税期間より適用

3. 実務上の留意点

防衛費財源の上乗せ相当額分の復興特別所得税が減税されるため、当分の間、年間当たりの納稅額は変わらない。ただし、復興特別所得税の課税期間が2037(令和19)年12月31日から10年間延長されるため、実質的な税負担は増加することになる。

4. 今後の注目点

防衛特別所得税の課税期間(税制改正大綱上は、令和9年以後の当分の間)

内容につきましては、「令和8年度税制改正大綱」(令和7年12月19日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。
そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。